

# 確認してください あなたの投票所



各投票所の  
当日の混雑状況はこちら

投票区	投票所	所在地	区	域
1	志津南まちづくりセンター	若草五丁目10	岡本町の一部、馬場町の一部、若草一～八丁目、追分南八丁目の一部	
2	志津小学校	青地町827	馬場町の一部、岡本町の一部、山寺町の一部、青地町の一部	
3	志津まちづくりセンター	青地町561	青地町の一部、山寺町の一部	
4	追分町会館	追分五丁目6-5	追分一～三・五～七丁目、追分四・八丁目の一部、追分南一・二・八丁目の一部、追分南三～七・九丁目	
5	渋川中町会館	渋川一丁目7-14	渋川一丁目の一部、渋川二丁目、大路一丁目の一部、若竹町の一部	
6	渋川まちづくりセンター	西渋川二丁目9-38	西渋川一・二丁目、野村一丁目の一部	
7	大路まちづくりセンター	大路二丁目9-11	大路一丁目の一部、大路二・三丁目、若竹町の一部、渋川一丁目の一部	
8	西大路第三町内会集会所	西大路町6-27-1	西大路町、野村一～三丁目の一部	
9	砂原会館	東草津一丁目4-20	東草津一・三丁目、東草津二丁目の一部	
10	草津まちづくりセンター	草津一丁目4-33	草津一丁目、草津二丁目の一部、東草津二丁目の一部	
11	西一会館	草津町1446-1	西草津一丁目、西草津二丁目の一部、草津町の一部、木川町の一部	
12	込田会館	草津三丁目13-81	草津二丁目の一部、草津三・四丁目、東草津二丁目の一部、東草津四丁目、草津町の一部、西草津二丁目の一部	
13	矢倉町会館	矢倉二丁目1-7	矢倉一・二丁目、東矢倉一～三丁目の一部、追分四丁目の一部、西矢倉一～三丁目	
14	矢倉まちづくりセンター	東矢倉二丁目13-6	東矢倉一～三丁目の一部、東矢倉四丁目、追分四・八丁目の一部、追分南一・二丁目の一部	
15	野路コミュニティセンター	野路七丁目1-18	野路四～九丁目、野路東三丁目の一部、野路東四～七丁目、野路町の一部	
16	桜ヶ丘会館	桜ヶ丘四丁目3-4	野路町の一部、野路東一・二丁目、野路東三丁目の一部、桜ヶ丘一～五丁目	
17	老上小学校	野路町517	野路町の一部、南草津一～五丁目、橋岡町の一部、矢橋町の一部	
18	南笠東小学校	南笠東四丁目4-1	南笠東一丁目、南笠東三・四丁目、笠山一～八丁目	
19	南笠公民館	南笠町1217	南笠町の一部、南笠東二丁目	
20	橋岡会館	橋岡町71	橋岡町の一部、矢橋町の一部	
21	矢橋総合会館	矢橋町1199-1	矢橋町の一部	
22	新浜会館	新浜町68-1	新浜町、矢橋町の一部、南笠町の一部	
23	新田会館	木川町898-3	木川町の一部、草津町の一部	
24	出屋敷会館	木川町833-1	木川町の一部	
25	野路小林町自治会館	野路二丁目13-2	野路一～三丁目	
26	木川町農業会館	木川町517	木川町の一部	
27	山田まちづくりセンター	南山田町678	山田町、北山田町の一部、南山田町の一部	
28	北山田会館	北山田町787	北山田町の一部	
29	南山田会館	南山田町776	南山田町の一部、御倉町	
30	野村会館	野村五丁目26-20	野村二・三・五丁目の一部、野村四・六～八丁目、川原一・二丁目の一部	
31	笠縫まちづくりセンター	上笠一丁目6-3	上笠一～四丁目、上笠町、野村五丁目の一部、下笠町の一部	
32	笠縫東小学校	平井三丁目8-1	平井一～六丁目、平井町、川原一・二丁目の一部、川原三・四丁目、川原町	
33	駒井沢町公民館	駒井沢町317-1	駒井沢町、新堂町、集町	
34	下笠会館	下笠町3007-2	下笠町の一部、上笠五丁目	
35	常盤東総合センター	芦浦町319-1	上寺町、長束町、芦浦町	
36	下物会館	下物町113-1	下物町、下寺町	
37	常盤まちづくりセンター	志那中町111-1	志那中町、片岡町、穴村町	
38	吉田町会議所	志那町2620	志那町、北大萱町	



# 滋賀県議会議員一般選挙

市選挙管理委員会(3階、総務課内) ☎561-2301、FAX561-2483

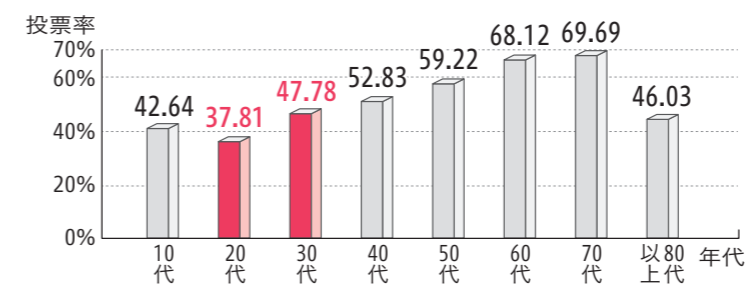
若年層の投票率が低くなると、若者の声が政治に十分反映されなくなることも考えられます。下のグラフを見ると、若年層(特に20、30代)の人の投票率は低いことがわかります。私たちの将来を決める大切な一票です。皆さん、投票に行きましょう！



▲明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

### 市の年代別投票率

令和4年7月10日執行 滋賀県知事選挙および参議院議員通常選挙



令和4年度明るい選挙  
推進啓発用標語作品

さあ行こう!!  
暮らしをきめる  
この一票

## 投票できる人

平成17年4月10日以前に生まれた人(満18歳以上の人)で、12月30日以前から市に住民票があり、市の選挙人名簿に登録されている人です。

- 12月31日以降に、他市町村からの転入や転出の届け出をした人は、新住所地の選挙人名簿には登録されないで、前住所地の投票所で投票してください。ただし、県内に引き続いて住民登録をしている人でなければ投票できません。新・前のどちらかの住所地の市町が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要です
- 3月22日以降に、市内で転居の届け出をした人は、前住所地の投票所で投票してください
- 前住所地の投票所に行けない場合は、不在者投票ができます(前住所地に、3カ月以上住民登録があり、在住していたことが必要)。詳しくは、前住所地の市町村の選挙管理委員会に、お問い合わせください。手続きに時間を要しますので、早めに手続きをお願いします

## 入場券

市選挙管理委員会が発行します。

- 入場券ははがきで、3月31日から郵送しています
- はがきに、有権者2人までの入場券が印字されています。入場券(券片)をミシン目に沿って切り離し、自分の入場券(券片)を投票所に持ってきてください
- 有権者が3人以上の世帯には、2通以上に分けて郵送します

## 不在者投票

次の人は、不在者投票ができません。早めに事前の手続きをお願いします。

- 病院や老人ホームなどで県が指定する施設に入院(入所)している人は、その施設で投票できます
- 他の市町村に滞在している人は、滞在先で投票できます。今回からオンラインでの請求も可能となっていますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。また、次の人は郵便などで不在者投票ができます。市選挙管理委員会が事前に発行する「郵便等投票証明書」が必要なので、早めに申請してください
- 身体障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する人



●介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている人

## 投票所での新型コロナウイルス感染症への対応について

- 定期的な換気を徹底し、投票所に来場者用のアルコール消毒液を設置します
- 投票事務従事者はマスクを着用し、飛沫防止対策をします
- 投票所内では一定の間隔を空けて、他の有権者などとの距離を確保します

## 投票日

- 投票日
  - ☑ 4月9日(日) 7:00~20:00
- 所 11ページの各投票所(投票所は入場券に記載しています。入場券に記載の投票所以外では、投票できません)
- 対 入場券を持参しなくても投票できますので、受付で伝えてください

## 開票

- 開票
  - ☑ 4月9日(日) 21:15~
- 所 市役所2階 特大会議室